
「定款の施行に関する規則」の一部改正について

日証協 平成 24 年 3 月 29 日

現在、協会員の本・支店の所在地や、株主及び関係会社等に異動があった際に、本協会宛てに報告を求めているが、金商業等府令等の一部改正及び協会員の状況のより適切な把握のため、提出基準を一部見直すことに伴い、「定款の施行に関する規則」の一部改正を行った。

本規則改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行された。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、以下のとおりである。

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 29 日

日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

現在、協会員の本・支店の所在地や、株主及び関係会社等に異動があった際に、本協会宛てに報告を求めているところであるが、金商業等府令等の一部改正及び協会員の状況のより適切な把握のため、提出基準を一部見直すことに伴い、「定款の施行に関する規則」の一部を改正することとする。

2. 改正の骨子

- (1) 平成 24 年 4 月 1 日施行の金商業等府令等の改正により、主たる営業所または事務所を変更した際にも当局宛てに届出が必要となったことに伴い、本協会にも同様の報告を求める。

(第 6 条同項第 9 号新設、同条第 2 項第 6 号新設等)

- (2) 会員が金融機関等の議決権の過半数を取得した際に求める報告(旧第 6 条第 1 項第 23 号)について、親法人等又は子法人等に異動があった際に求める報告(第 6 条第 1 項第 39 号)と内容が重複することから、これを廃止する。

(旧第 6 条第 1 項第 23 号削る、同項第 39 号)

- (3) 会員の親法人等又は子法人等に異動があった際に求める報告(第 6 条第 1 項第 39 号)のみでは、関係会社の一覧や取引関係など、期末における関係会社の状況を適切に把握しきれないため、当局宛てに提出している関係会社に関する報告書について、本協会にも写しの提出を求める。

(第 6 条第 1 項第 23 号新設)

- (4) 会員の株主の状況をより適切に把握するため、現行の議決権の過半数を保有する法人の報告に代えて、会社の財務及び業務の方針の決定に重要な影響を与えると推測される主要株主に異動があった際に当該株主の報告を求めることとする。

(第 6 条第 1 項第 24 号等)

- (5) 特別会員に提出を求める「定期報告書」について、現在該当する書類はなく、事業報告書の内容で充足できることから、これを廃止する。

(第 6 条第 2 項第 24 号)

- (6) 現在、協会員の新規加入時に提出を求めている「反社会的勢力との関係がないことを示す誓約書」を明文化する。

(第8条第7号)

- (7) その他所要の整備を図る。

(第15条の2)

3. 施行の時期

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

以 上

「定款の施行に関する規則」の一部改正について

平成 24 年 3 月 29 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(国内において本拠となる支店等) 第 4 条 (現行どおり) (報告事項) 第 6 条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する店頭デリバティブ取引会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 〽 (現行どおり) 6 7 支店等(支店その他の営業所又は事務所(無人の営業所又は事務所を除き、外国法人にあっては、<u>国内において本拠となる支店等及びその他の営業所又は事務所をいう。</u>)をいう。以下同じ。)を設置し、又は廃止したとき。 8 本店又は支店等の位置<u>又は名称</u>を変更したとき。 (削 除) <u>9 本店又は支店等のうち、主たる営業所又は事務所を変更したとき。</u> 10 (現行どおり) 11 (現行どおり) 12 (現行どおり)	(国内において本拠となる支店等) 第 4 条 外国法人である協会員は、本協会との連絡上適当と認められる支店等(以下「国内において本拠となる支店等」という。)を定め、本協会に届け出なければならない。 (報告事項) 第 6 条 定款第18条に規定する会員の報告又は定款第30条で準用する同第18条に規定する店頭デリバティブ取引会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 〽 (省 略) 6 7 支店等(支店その他の営業所又は事務所(無人の営業所又は事務所を除き、外国法人にあっては、<u>国内における主たる営業所又は事務所</u>その他の営業所又は事務所をいう。)をいう。以下同じ。)を設置し、又は廃止したとき。 8 本店又は支店等の位置を変更したとき。 <u>9 支店等の名称を変更したとき。</u> (新 設) 10 本店又は支店等の住居表示の変更があったとき 11 無人の営業所又は事務所を設置し、又は廃止したとき。 12 無人の営業所又は事務所を統括する本店、支店等、その名称、若しくはその位置を変更

新	旧
13 ｝ (現行どおり) 22 (削 る) 23 <u>金融商品取引業等に関する内閣府令第173条第1号に規定する関係会社に関する報告書を作成したとき。</u> 24 <u>主要株主（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。以下、この条において同じ。）に異動があったとき。</u> 25 ｝ (現行どおり) 37 38 主要株主が金商法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき。）。 39 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなったとき（第24号に掲げるときを除く。）。 40 ｝ (現行どおり) 44	したとき、又はその住居表示に変更があったとき。 13 ｝ (省 略) 22 23 <u>金融機関、外国においてこれらと同種類の業務を行う法人、金融商品取引業者、金融商品取引業を行う外国の法人等について、その総株主等の議決権の過半数を取得若しくは保有したとき、又は保有しないこととなったとき、又は当該法人が合併し、解散し、若しくは業務の全部を廃止したとき。</u> (新 設) 24 <u>その総株主等の議決権の過半数が他の一の法人その他の団体によって保有されることとなったとき。</u> 25 ｝ (省 略) 37 38 主要株主<u>（金商法第29条の4第2項に規定する主要株主をいう。）</u>が金商法第29条の4第1項第5号ニ又はホに該当することとなった事実を知ったとき（外国法人にあっては、主要株主に準ずる者が同号へに該当することとなった事実を知ったとき。）。 39 他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなったとき（<u>第23号及び第24号</u>に掲げるときを除く。）。 40 ｝ (省 略) 44

新	旧
2 (現行どおり) 1 } (現行どおり) 3 4 (現行どおり) 5 本店又は登録金融機関業務を行う支店等の位置又は名称を変更したとき。 (削 除) 6 本店又は登録金融機関業務を行う支店等のうち、主たる営業所又は事務所を変更したとき。 7 (現行どおり) 8 (現行どおり) 9 (現行どおり) 10 } (現行どおり) 23 24 削除 25 } (現行どおり) 28	2 定款第33条で準用する同第18条に規定する特別会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。 1 } (省 略) 3 4 登録金融機関業務を行う支店等を設置し、又は廃止したとき。 5 本店又は登録金融機関業務を行う支店等の位置を変更したとき。 6 登録金融機関業務を行う支店等の名称を変更したとき。 (新 設) 7 本店又は登録金融機関業務を行う支店等の住居表示の変更があったとき。 8 無人の営業所又は事務所を設置し、又は廃止したとき。 9 無人の営業所又は事務所を統括する本店、支店等、その名称、若しくはその位置を変更したとき、又はその住居表示に変更があったとき。 10 } (省 略) 23 24 登録金融機関業務に関する定期報告書を作成したとき。 25 } (省 略) 28
(入会申請書の添付書類) 第 8 条 (現行どおり)	(入会申請書の添付書類) 第 8 条 定款第 22 条第 2 項に規定する入会申請書の添付書類は、次のとおりとする。

新	旧
1 } (現行どおり) 6 <u>7 反社会的勢力との関係がないことを示す 誓約書</u> <u>8</u> (現行どおり)	1 } (省 略) 6 (新 設) <u>7</u> 倫理コードその他本協会が必要と認める 資料
(本協会から提供を受けた情報の目的外使用 等の禁止) 第 15 条の 2 会員は、定款第 7 条第 1 項第 17 号に規定する業務により本協会から情報 の提供を受けた場合には、その情報を金融 商品取引及び金融商品市場からの反社会的 勢力排除の目的以外に使用し、又はみだり に他人に提供してはならない。	(本協会から提供を受けた情報の目的外使用 等の禁止) 第 15 条の 2 会員は、定款第 7 条第 1 項第 15 号に規定する業務により本協会から情報 の提供を受けた場合には、その情報を金融 商品取引及び金融商品市場からの反社会的 勢力排除の目的以外に使用し、又はみだり に他人に提供してはならない。
付 則 この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から施行す る。	